

平成21年度

# 事業概要

平成21年4月

国土交通省近畿地方整備局  
国営飛鳥歴史公園事務所

## 目 次

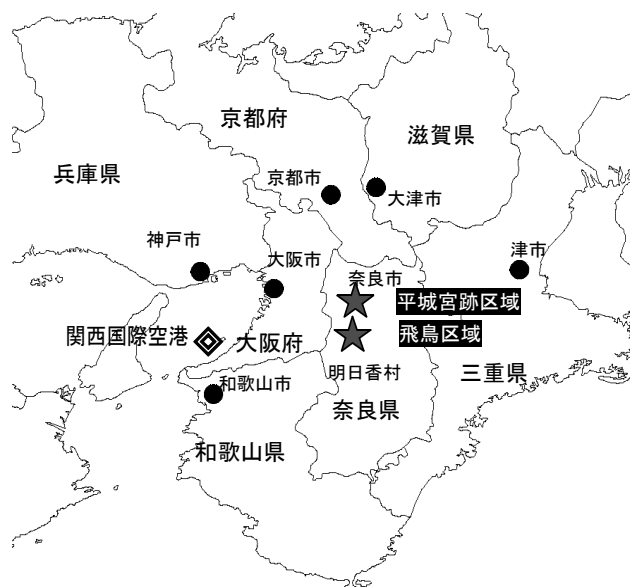
|                     |       |    |
|---------------------|-------|----|
| 1. 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の概要 | ----- | 1  |
| 2. 平成21年度事業の概要      | ----- | 4  |
| 3. 事業費の年度別推移        | ----- | 5  |
| 4. 利用者数の年度別推移       | ----- | 6  |
| 5. 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の歩み | ----- | 8  |
| 6. 法手続きの状況          | ----- | 9  |
| 7. 事務所の組織           | ----- | 10 |
| 8. 参考資料（閣議決定等）      | ----- | 11 |

# 1. 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の概要

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園は、奈良県高市郡明日香村に位置する飛鳥区域と奈良市に位置する平城宮跡区域からなり、飛鳥区域においては、昭和45年12月に閣議決定された祝戸地区（7.4ha）、石舞台地区（4.5ha）、甘櫛丘地区（25.1ha）、の3地区と昭和51年10月に閣議決定により追加された高松塚周辺地区（9.1ha）及び平成13年3月に閣議決定により追加されたキトラ古墳周辺地区（13.6ha）の計59.7haからなる。

現在、祝戸地区・石舞台地区・甘櫛丘地区・高松塚周辺地区の計46.1haが概成開園しており、平成20年度の年間入園者数は、約118万人となっている。

また、平成20年10月に閣議決定された平城宮跡区域（約122.0ha）においては、我が国を代表する歴史・文化資産である特別史跡平城宮跡の一層の保存、活用を図ることを目的に整備を行うものである。



国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 位置図

## 1) 飛鳥区域

|               |         |
|---------------|---------|
| 全 体 計 画 面 積   | 59.7 ha |
| 祝 戸 地 区       | 7.4 ha  |
| 石 舞 台 地 区     | 4.5 ha  |
| 甘 櫛 丘 地 区     | 25.1 ha |
| 高 松 塚 周 辺 地 区 | 9.1 ha  |
| キトラ古墳周辺地区     | 13.6 ha |

※100m×100mの面積が1ha(ヘクタール)、明日香村総面積は約2,400ha

## ■ 概成4地区及びキトラ古墳周辺地区（未供用）の概要

国営飛鳥歴史公園は、わが国古代の政治と文化の中心として栄えた飛鳥地方において、その豊かな自然と文化的遺産の保存・活用を図るための施策の一環として、昭和46年度より整備を進めている公園である。

平成6年には、祝戸・石舞台・甘樫丘・高松塚周辺の4地区（46.1ha）が概成開園。平成13年には、5番目の地区としてキトラ古墳周辺地区を整備することが閣議決定され、現在、整備に向けた調査・設計等を実施している。

### 甘樫丘地区 25.1ha

蘇我蝦夷・入鹿の邸宅があったとされる甘樫丘に飛鳥古京・大和三山が望める展望広場や散策園路を設置。

### 高松塚周辺地区 9.1ha

飛鳥を代表する壁画古墳・高松塚古墳の周辺を環境整備。インフォメーションセンターである公園館を設置。

トイレ 駐車場 駐輪場 休憩所 売店 展望台 万葉歌碑

### 石舞台地区 4.5ha

蘇我馬子の墓と伝えられる石舞台古墳を中心に、周囲の棚田地形を活かした芝生広場などを整備。

### 祝戸地区 7.4ha

飛鳥古京や棚田を一望できる展望台のほか宿泊研修施設を配置。

### キトラ古墳周辺地区 13.6ha(未供用)

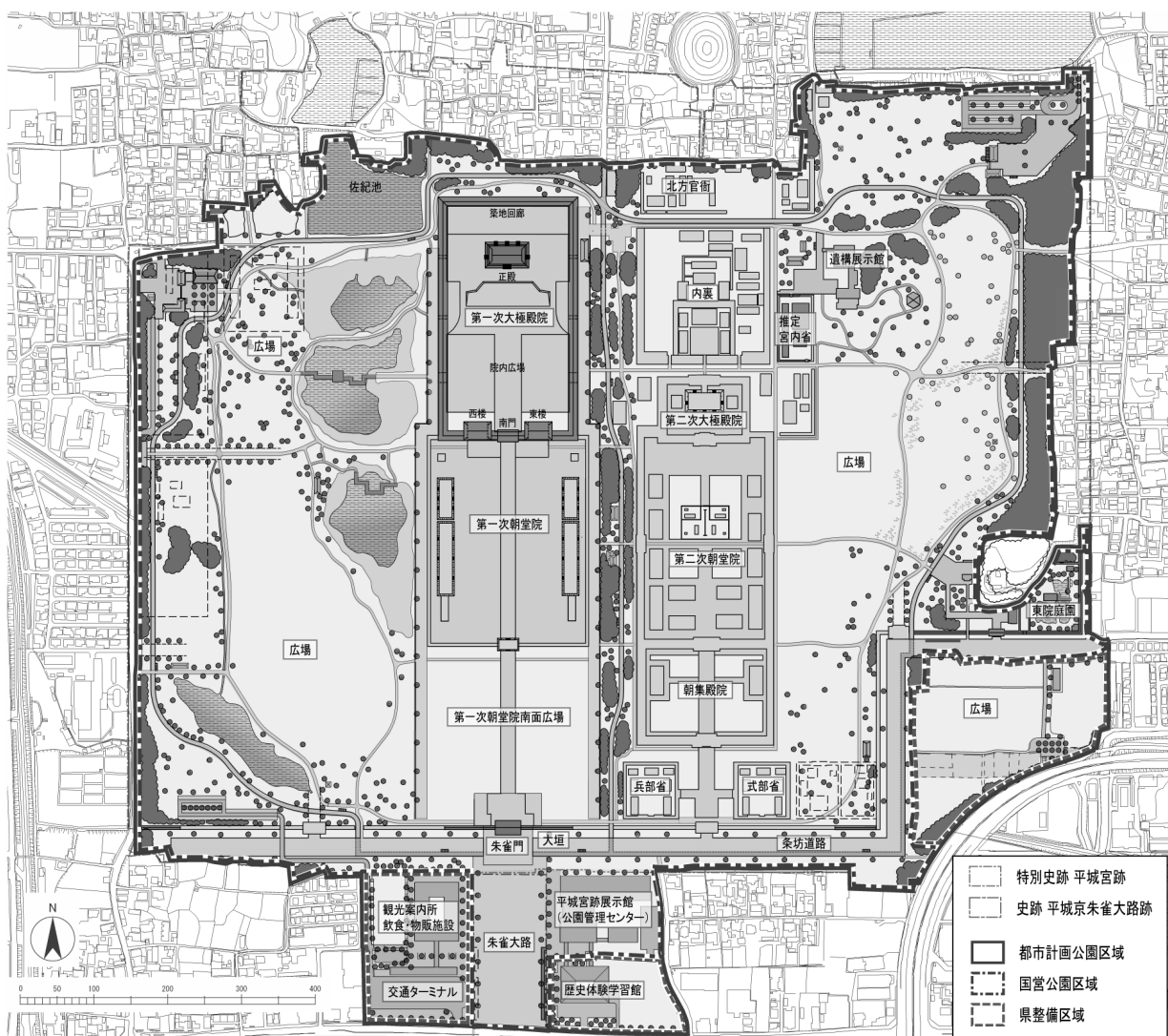
キトラ古墳周辺環境の保全・体験学習の場を整備。

## 2) 平城宮跡区域

|        |         |
|--------|---------|
| 全体計画面積 | 132.0ha |
| 国営公園区域 | 122.0ha |
| 県整備区域  | 10.0ha  |

### ■ 平城宮跡区域の概要

特別史跡であり世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産の一つでもあり、我が国を代表する歴史・文化資産である平城宮跡の一層の保存・活用を図るため、平成20年度より整備を進めている。



## 2. 平成21年度 事業の概要

### ■ 整備事業の内容

飛鳥区域においては、飛鳥らしい里山景観の保全と活用に寄与する樹林地景観の再生、野生花木・草花の育成による花修景の実施や、公園利用者の安全・安心のための快適な公園空間の実現に向けた整備改修を行う。また、キトラ古墳周辺地区において歴史遺産と一体となった周辺環境の整備を図っていく。

平城宮跡区域においては、第一次大極殿院広場の整備を行う。

(1) 事業費 1,618百万円(前年度比 0.96)

(2) 工事 飛鳥区域 : (概成4地区)

里山花修景整備・転落防止柵整備

(キトラ古墳周辺地区)

進入路・駐車場整備・調整池整備

平城宮跡区域 : 園路広場整備

(3) その他 飛鳥区域 : 各種調査・設計

キトラ古墳周辺地区における用地国債償還

平城宮跡区域 : 各種調査・設計

### ■ 維持管理事業の内容

公園開園区域46.1haについて維持管理を行う。

維持管理にあたっては、公園利用者が安心して公園を利用できるようにするとともに、周辺の歴史的風土と一体となった景観保全に努めていく。

(1) 事業費 225百万円 (前年度比 0.95)

(2) 委託費

植物管理 : 芝生管理 (芝刈、施肥、目土、補植等)  
低木管理 (刈込、施肥、除草、病虫害防除、補植等)  
高木管理 (整木剪定、施肥、病虫害防除等)  
林地管理 (間伐等)  
草花管理 (花壇、花畑、草花)  
特殊管理 (草花草刈)

建物管理 : 一般管理 (便所、休憩施設等の維持補修、清掃)

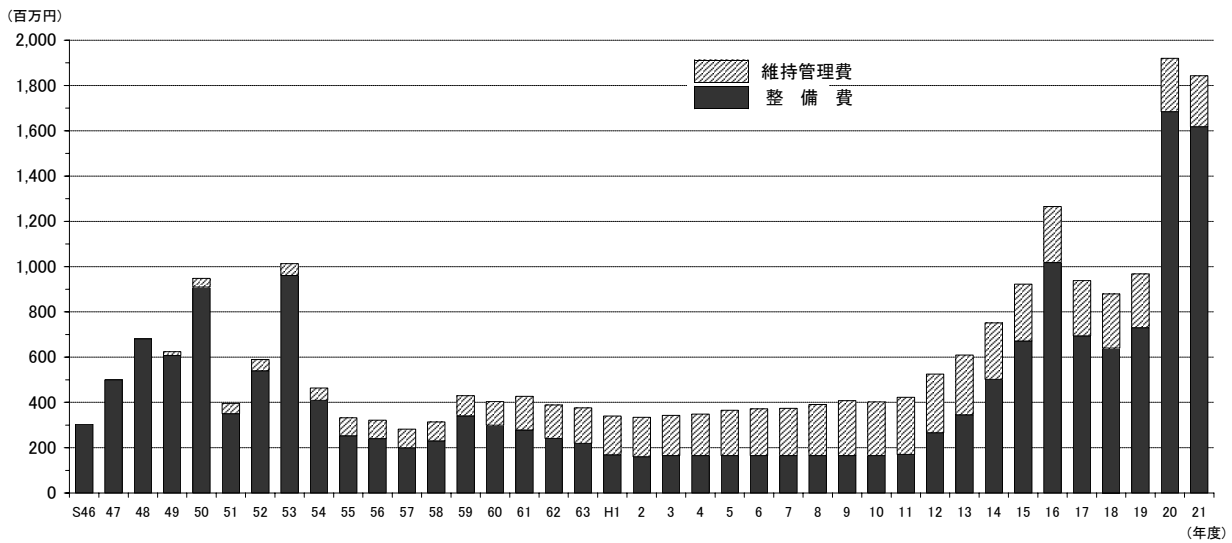
工作物管理 : 維持修繕 (園路、広場、工作物等の維持修繕)

清掃 : 一般清掃 (園地清掃)

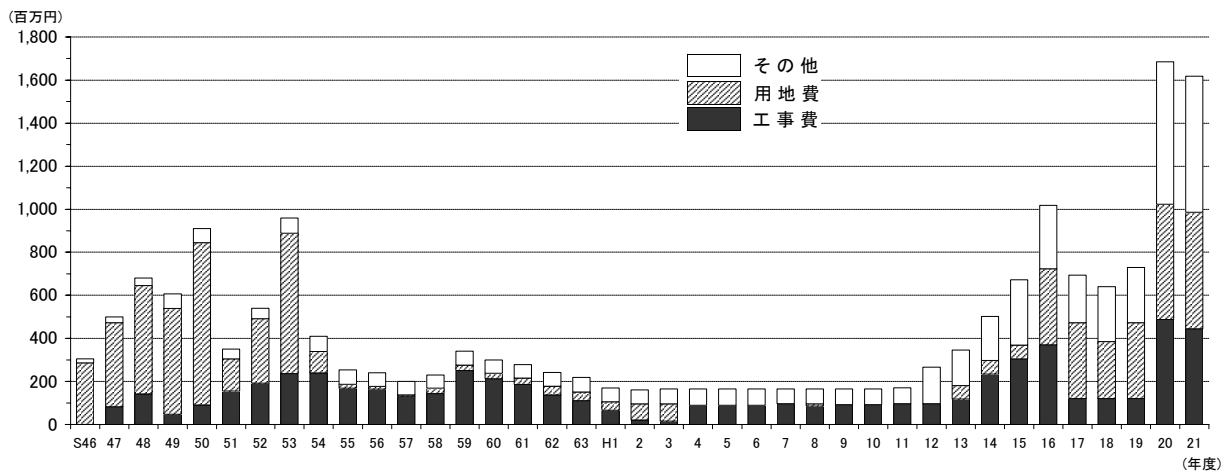
運営管理 : 利用者指導、広報宣伝

### 3. 事業費の年度別推移

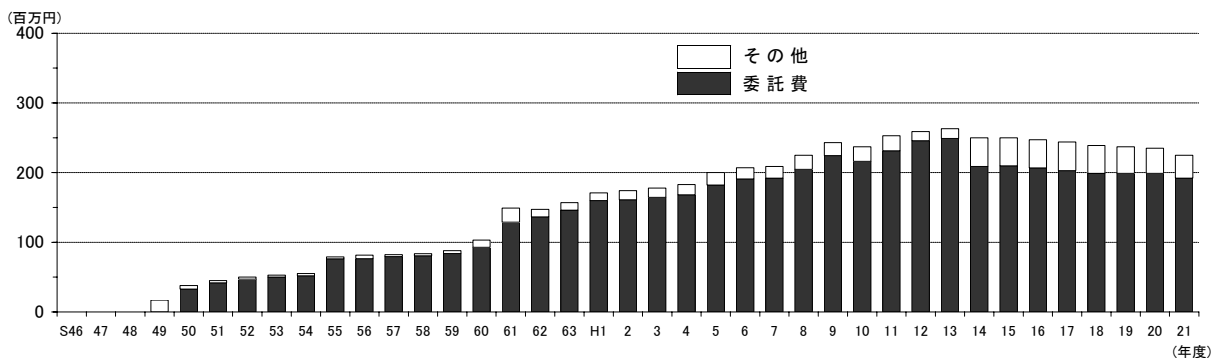
#### ● 事業費全体



#### ● 整備費

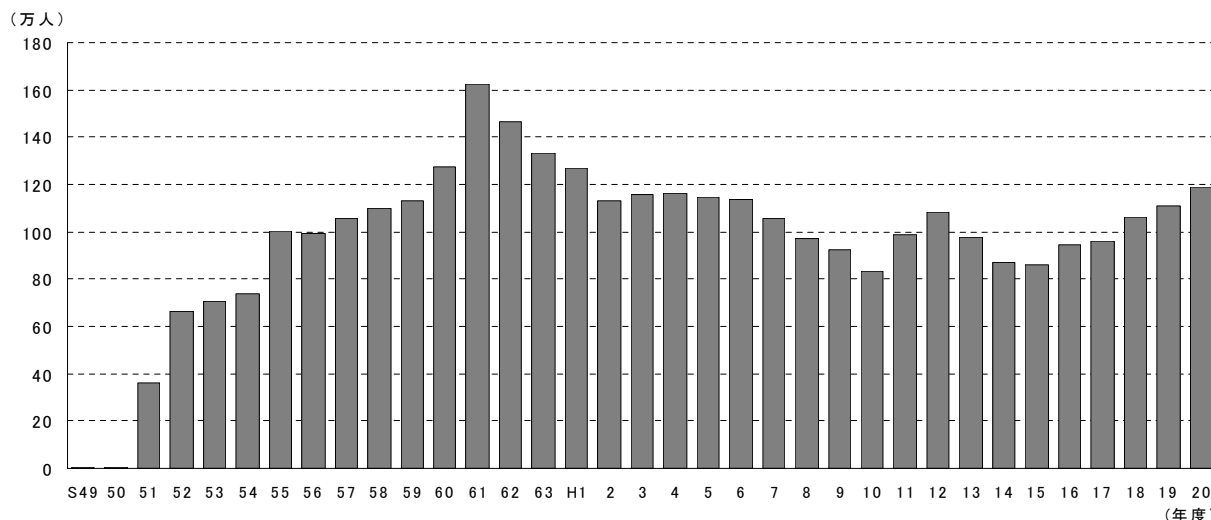


#### ● 維持管理費



## 4. 利用者数の年度別推移

### ● 年度別利用者数（合計）



### ● 地区別公園利用者数

| 年度   | 石舞台地区      | 祝戸地区    | 高松塚<br>周辺地区 | 甘樫丘地区     | イベント等     | 合計         |
|------|------------|---------|-------------|-----------|-----------|------------|
| 昭和49 | 0          | 3,087   | 0           | 0         |           | 3,087      |
| 昭和50 | 0          | 5,365   | 0           | 0         |           | 5,365      |
| 昭和51 | 353,607    | 5,703   | 0           | 0         |           | 359,310    |
| 昭和52 | 660,357    | 5,848   | 0           | 0         |           | 666,205    |
| 昭和53 | 701,828    | 6,214   | 0           | 0         |           | 708,042    |
| 昭和54 | 733,996    | 6,499   | 0           | 0         |           | 740,495    |
| 昭和55 | 823,179    | 7,289   | 0           | 170,565   |           | 1,001,033  |
| 昭和56 | 817,604    | 7,239   | 0           | 169,409   |           | 994,252    |
| 昭和57 | 869,419    | 7,699   | 0           | 180,145   |           | 1,057,263  |
| 昭和58 | 901,882    | 7,988   | 0           | 186,871   |           | 1,096,741  |
| 昭和59 | 931,421    | 8,249   | 0           | 192,992   |           | 1,132,662  |
| 昭和60 | 955,477    | 8,460   | 114,845     | 197,977   |           | 1,276,759  |
| 昭和61 | 996,436    | 8,823   | 414,105     | 206,463   |           | 1,625,827  |
| 昭和62 | 896,660    | 7,939   | 372,637     | 185,790   |           | 1,463,026  |
| 昭和63 | 817,815    | 7,242   | 339,871     | 169,453   |           | 1,334,381  |
| 平成元  | 776,574    | 6,877   | 322,732     | 160,908   |           | 1,267,091  |
| 平成2  | 694,016    | 6,146   | 288,421     | 143,802   |           | 1,132,385  |
| 平成3  | 709,100    | 6,279   | 294,691     | 146,926   |           | 1,156,996  |
| 平成4  | 712,106    | 6,304   | 295,940     | 147,548   |           | 1,161,898  |
| 平成5  | 703,841    | 6,233   | 292,506     | 145,837   |           | 1,148,417  |
| 平成6  | 624,374    | 5,825   | 315,885     | 136,033   | 53,332    | 1,135,449  |
| 平成7  | 640,921    | 5,618   | 261,235     | 131,660   | 15,162    | 1,054,596  |
| 平成8  | 571,795    | 5,794   | 235,888     | 128,940   | 28,002    | 970,419    |
| 平成9  | 519,396    | 4,862   | 246,354     | 112,334   | 42,102    | 925,048    |
| 平成10 | 495,144    | 5,616   | 205,779     | 102,588   | 26,031    | 835,158    |
| 平成11 | 578,029    | 5,114   | 240,211     | 119,766   | 42,668    | 985,788    |
| 平成12 | 629,735    | 5,586   | 261,709     | 130,475   | 53,402    | 1,080,907  |
| 平成13 | 563,418    | 4,986   | 234,140     | 116,738   | 55,515    | 974,797    |
| 平成14 | 490,224    | 4,337   | 203,726     | 101,581   | 73,235    | 873,103    |
| 平成15 | 488,424    | 8,330   | 202,973     | 101,197   | 59,513    | 860,437    |
| 平成16 | 776,291    | 9,560   | 257,489     | 84,833    | 108,615   | 942,639    |
| 平成17 | 763,240    | 9,578   | 253,159     | 84,560    | 138,325   | 959,364    |
| 平成18 | 883,960    | 10,990  | 293,203     | 97,264    | 116,816   | 1,064,022  |
| 平成19 | 872,796    | 11,059  | 289,509     | 97,380    | 167,609   | 1,108,543  |
| 平成20 | 934,756    | 11,790  | 310,044     | 103,907   | 173,677   | 1,188,752  |
| 合計   | 23,887,821 | 244,528 | 6,547,052   | 4,053,942 | 1,154,004 | 34,290,257 |

※利用実態調査に基づき推計した値である。(公園利用者数の推計式 参照)  
※合計は4地区の重複利用を考慮した値である。

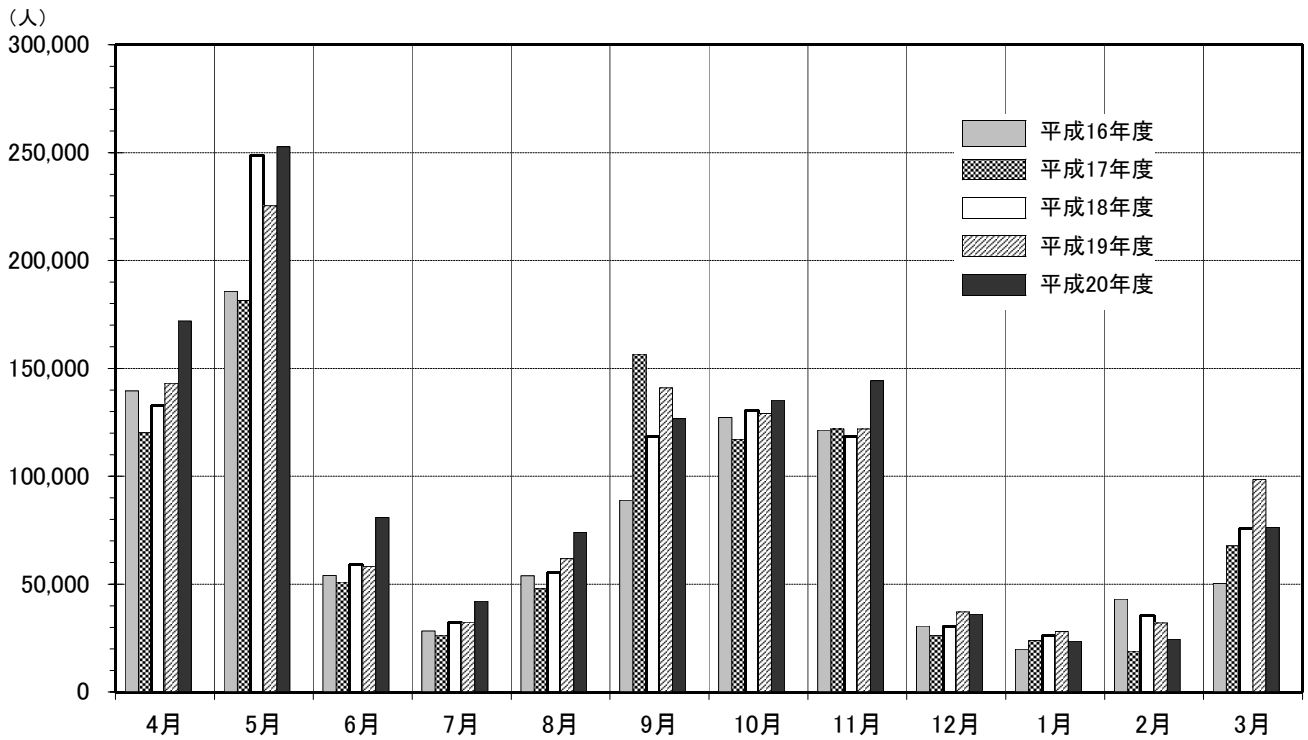
### ● 有料施設利用者数

| 年度   | 宿泊研修施設<br>祝戸荘     | 石舞台古墳      | 高松塚壁画館    |
|------|-------------------|------------|-----------|
| 昭和49 | 13,592 (5,830)    | 337,825    |           |
| 昭和50 | 17,151 (8,075)    | 357,747    |           |
| 昭和51 | 17,419 (7,969)    | 380,382    | 17,202    |
| 昭和52 | 21,308 (9,599)    | 389,823    | 141,728   |
| 昭和53 | 21,773 (9,877)    | 414,303    | 133,116   |
| 昭和54 | 23,161 (11,427)   | 433,292    | 139,720   |
| 昭和55 | 26,794 (10,885)   | 485,938    | 169,062   |
| 昭和56 | 25,980 (9,675)    | 482,647    | 169,741   |
| 昭和57 | 22,287 (8,041)    | 513,234    | 178,379   |
| 昭和58 | 12,161 (7,008)    | 532,398    | 187,189   |
| 昭和59 | 11,738 (6,897)    | 549,836    | 193,366   |
| 昭和60 | 11,905 (7,375)    | 564,036    | 188,722   |
| 昭和61 | 10,575 (7,184)    | 588,215    | 194,219   |
| 昭和62 | 8,667 (5,818)     | 529,316    | 196,118   |
| 昭和63 | 6,970 (5,696)     | 482,771    | 174,960   |
| 平成元  | 7,158 (5,526)     | 458,425    | 181,697   |
| 平成2  | 6,347 (5,031)     | 409,690    | 170,394   |
| 平成3  | 6,426 (5,051)     | 418,596    | 179,282   |
| 平成4  | 7,606 (5,677)     | 420,369    | 197,852   |
| 平成5  | 8,600 (5,989)     | 415,491    | 185,934   |
| 平成6  | 8,229 (5,231)     | 391,497    | 185,801   |
| 平成7  | 7,328 (4,496)     | 376,061    | 170,593   |
| 平成8  | 5,607 (3,579)     | 340,967    | 168,484   |
| 平成9  | 6,075 (4,165)     | 319,445    | 161,283   |
| 平成10 | 6,566 (4,341)     | 293,526    | 156,709   |
| 平成11 | 5,151 (3,907)     | 341,214    | 168,557   |
| 平成12 | 5,193 (3,516)     | 371,748    | 193,001   |
| 平成13 | 4,787 (3,027)     | 332,596    | 170,180   |
| 平成14 | 3,392 (2,461)     | 289,386    | 145,762   |
| 平成15 | 2,892 (2,381)     | 288,325    | 133,659   |
| 平成16 | 3,588 (2,501)     | 273,053    | 125,759   |
| 平成17 | 3,879 (2,684)     | 268,460    | 118,304   |
| 平成18 | 1,366 (1,096)     | 310,926    | 130,327   |
| 平成19 | 5,885 (1,963)     | 306,999    | 128,869   |
| 平成20 | 13,996 (5,582)    | 328,791    | 142,198   |
| 合計   | 371,552 (199,560) | 13,997,328 | 5,298,167 |

※宿泊研修施設祝戸荘：前記は利用者数、( )は宿泊者数  
なお、祝戸荘は平成18年9月から平成19年9月までリニューアル工事中であった。



## ● 月別公園利用者数



|     | 平成16年度  | 平成17年度  | 平成18年度    | 平成19年度    | 平成20年度    |
|-----|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 4月  | 139,521 | 120,170 | 132,663   | 143,111   | 171,921   |
| 5月  | 185,707 | 181,469 | 248,730   | 225,364   | 252,775   |
| 6月  | 54,061  | 50,900  | 58,995    | 58,236    | 80,947    |
| 7月  | 28,261  | 26,355  | 32,308    | 32,409    | 42,181    |
| 8月  | 53,859  | 47,898  | 55,373    | 61,813    | 74,058    |
| 9月  | 88,902  | 156,650 | 118,572   | 140,955   | 126,776   |
| 10月 | 127,274 | 117,202 | 130,648   | 129,115   | 135,384   |
| 11月 | 121,378 | 121,913 | 118,348   | 121,852   | 144,357   |
| 12月 | 30,561  | 26,075  | 30,570    | 37,150    | 36,062    |
| 1月  | 19,811  | 24,004  | 26,162    | 28,103    | 23,611    |
| 2月  | 43,013  | 18,949  | 35,687    | 32,001    | 24,424    |
| 3月  | 50,291  | 67,779  | 75,966    | 98,434    | 76,256    |
| 合計  | 942,639 | 959,364 | 1,064,022 | 1,108,543 | 1,188,752 |

## ● 公園利用者数の推計式

| 地区名     | 計算式 ( )は休日係数             |
|---------|--------------------------|
| 祝戸地区    | $A \times 0.020$ (0.055) |
| 石舞台地区   | $A \times 2.843$ ※通年     |
| 甘樫丘地区   | $A \times 0.216$ (0.437) |
| 高松塚周辺地区 | $A \times 0.943$ ※通年     |

※利用実態調査に基づき推計したものである  
 ※Aは石舞台古墳入場者数である  
 ※上記推計式は平成16年度以降に見直したものである

# 5. 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の歩み

昭和41年1月13日

古都における歴史的風土保存に関する特別措置法(古都法) 公布

【明日香村が古都の指定を受ける】

《P11・参考1》

昭和45年12月18日  
閣議決定

飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の  
保存等に関する方策について

【祝戸・石舞台・甘樫丘の3地区を国営公園として整備することが決定】

飛鳥国営公園出張所 開所 昭和46年4月1日

(現 国営飛鳥歴史公園事務所)

《P11・参考2》

飛鳥国営公園の整備方針について

昭和46年5月27日  
建設大臣決定

飛鳥国営公園基本設計作成要綱  
飛鳥公園設計委員会議事運営規則

昭和46年6月22日  
建設大臣決定

飛鳥公園設計委員会委員の委嘱について

昭和46年6月28日  
建設大臣決定

飛鳥公園設計委員会 開催(第1回・第2回)

昭和46年7月22日  
昭和46年8月11日

《P11・参考3》

飛鳥国営公園の基本設計の作成に関する意見

昭和46年8月11日  
設計委員会答申

昭和47年3月21日

高松塚古墳壁画 発見

● 祝戸地区 開園 昭和49年7月22日

● 石舞台地区 開園 昭和51年9月 1日

《P12・参考4》

昭和51年10月29日  
閣議決定

飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の  
保存等に関する方策の一環としての都市公園の整備について

【高松塚周辺地区を国営公園として整備することが決定】

《P12・参考5》

国営飛鳥歴史公園の整備方針について

昭和52年2月28日  
建設大臣変更

高松塚周辺地区の設計方針

昭和52年2月28日

昭和55年5月26日

明日香法 施行

昭和58年11月7日

キトラ古墳壁画 発見

● 甘樫丘地区 開園 昭和55年4月1日

● 高松塚周辺地区 開園 昭和60年10月23日

● 全面既成開園式典 平成6年4月29日

《P13・参考7》

平成13年3月16日  
閣議決定

飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の  
保存等に関する方策の一環としての都市公園の整備について

【キトラ古墳周辺地区を国営公園として整備することが決定】

● 開園30周年 平成16年

キトラ古墳周辺地区の基本計画

平成18年3月

● 国営飛鳥歴史公園事務所 工務第二課設置 平成20年4月1日

(平城宮跡区域整備担当)

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園  
平城宮跡区域(仮称)基本計画検討委員会開催  
(第1回・第2回・第3回・第4回)

平成20年5月27日  
平成20年6月20日  
平成20年7月30日  
平成20年9月29日

《P13・参考8》

平成20年10月28日  
閣議決定

我が国固有の優れた文化的資産である平城宮跡の  
保存及び活用を図るための都市公園の整備について

【平城宮跡区域を国営公園として整備することが決定】

● 国営飛鳥歴史公園を国営飛鳥・平城宮跡歴史公園に改称 平成20年10月28日

平城宮跡区域の基本計画

平成20年12月1日

## 6. 法手続きの状況

### ● 都市計画決定

|         |             |             |  |          |                     |
|---------|-------------|-------------|--|----------|---------------------|
| 飛鳥区域    |             |             |  | 61.4 ha  |                     |
| 祝戸      | S46. 7. 30  | 奈良県告示第 207号 |  | 7.4 ha   |                     |
| 石舞台     | S46. 7. 30  | 奈良県告示第 207号 |  | 5.3 ha   |                     |
| 甘樫丘     | S49. 1. 18  | 奈良県告示第 470号 |  | 25.1 ha  |                     |
| 高松塚周辺   | S51. 10. 22 | 奈良県告示第 384号 |  | 9.3 ha   |                     |
| キトラ古墳周辺 | H13. 12. 14 | 奈良県告示第 441号 |  | 13.6 ha  | 檜隈寺跡周辺の追加           |
|         | H18. 8. 22  | 奈良県告示第 238号 |  | 14.3 ha  |                     |
| 平城宮跡区域  | H21. 3. 6   | 奈良県告示第 439号 |  | 132.0 ha | 国営122.0ha、県整備10.0ha |
| 合計      |             |             |  | 193.4 ha |                     |

### ● 公園予定地の告示

|         |             |                |  |         |    |
|---------|-------------|----------------|--|---------|----|
| 飛鳥区域    |             |                |  |         |    |
| 祝戸      |             |                |  |         |    |
| 石舞台     |             |                |  |         |    |
| 甘樫丘     | S52. 2. 7   | 建設省告示第 102号    |  | 25.1 ha |    |
| 高松塚周辺   | S52. 2. 7   | 建設省告示第 102号    |  | 9.1 ha  | *  |
| キトラ古墳周辺 | H18. 10. 27 | 国土交通省告示第 1249号 |  | 13.6 ha | ** |
| 平城宮跡区域  | 申請中         |                |  |         |    |
| 合計      |             |                |  | 47.8 ha |    |

\* 高松塚古墳0.1 ha及び中尾山古墳0.1 ha 除く

\*\* キトラ古墳0.5 ha及び古都買入地0.2 ha 除く

### ● 事業計画承認（当初）

|         |             |                |  |         |                 |
|---------|-------------|----------------|--|---------|-----------------|
| 飛鳥区域    |             |                |  |         |                 |
| 祝戸      | S46. 12. 23 | 建設省告示第 2083号   |  | 7.3 ha  | 河川区域0.1 ha 除く   |
| 石舞台     | S46. 12. 23 | 建設省告示第 2083号   |  | 4.5 ha  | 石舞台古墳0.8 ha 除く  |
| 甘樫丘     | S49. 3. 28  | 建設省告示第 477号    |  | 15.2 ha | 豊浦地区<br>川原地区の追加 |
|         | S50. 7. 18  | 建設省告示第 1078号   |  | 25.1 ha |                 |
| 高松塚周辺   | S52. 3. 28  | 建設省告示第 590号    |  | 6.8 ha  | *               |
|         | S56. 1. 17  | 建設省告示第 33号     |  | 9.1 ha  | **              |
| キトラ古墳周辺 | H18. 10. 17 | 国土交通省告示第 1220号 |  | 13.6 ha | ***             |
| 平城宮跡区域  | 申請中         |                |  |         |                 |
| 合計      |             |                |  | 59.6 ha |                 |

\* 中尾山古墳0.1 ha及び飛鳥保存財団関係地 除く

\*\* 高松塚古墳0.1 ha及び中尾山古墳0.1 ha 除く。飛鳥保存財団関係地の追加

\*\*\* キトラ古墳0.5 ha及び古都買入地0.2 ha 除く

### ● 供用開始の告示

|       |             |              |  |         |                |
|-------|-------------|--------------|--|---------|----------------|
| 祝戸    | S51. 8. 30  | 建設省告示第 1236号 |  | 7.4 ha  |                |
| 石舞台   | S51. 8. 30  | 建設省告示第 1236号 |  | 4.5 ha  | 石舞台古墳0.8 ha 除く |
| 甘樫丘   | S55. 4. 1   | 建設省告示第 779号  |  | 23.1 ha | 計25.1 ha       |
|       | S63. 7. 1   | 建設省告示第 1506号 |  | 0.3 ha  |                |
|       | H 4. 4. 28  | 建設省告示第 1083号 |  | 1.0 ha  |                |
|       | H 6. 4. 23  | 建設省告示第 1162号 |  | 0.7 ha  |                |
| 高松塚周辺 | S60. 10. 23 | 建設省告示第 1416号 |  | 8.5 ha  | *              |
|       | S62. 10. 1  | 建設省告示第 1658号 |  | 0.3 ha  | 計9.1 ha        |
|       | H 2. 4. 1   | 建設省告示第 793号  |  | 0.3 ha  |                |
| 合計    |             |              |  | 46.1 ha |                |

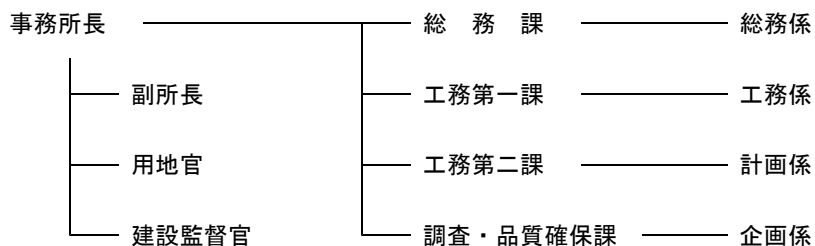
\* 高松塚古墳0.1 ha及び中尾山古墳0.1 ha 除く

## 7. 事務所の組織

### ● 沿革

|             |       |  |
|-------------|-------|--|
| 昭和46年（1971） | 4月1日  | 「飛鳥国営公園出張所」（発足）  |
| 平成15年（2003） | 4月1日  | 「国営飛鳥歴史公園事務所」に組織変更<br>工務課（設置）                          |
| 平成15年（2003） | 10月1日 | 総務課（設置）  |
| 平成17年（2005） | 10月1日 | 調査設計課（設置）  |
| 平成20年（2008） | 4月1日  | 工務第一課（工務課より名称変更）<br>工務第二課（設置）<br>調査・品質確保課（調査設計課より名称変更） |

### ● 組織図



### ● 員数

| 事務所長 | 副所長 | 事務所課長 | 用地官 | 建設監督官 | 事務所係長 | 係員      | 合計        |
|------|-----|-------|-----|-------|-------|---------|-----------|
| 1    | 1   | 4     | 1   | 1     | 4     | 1<br>1※ | (5)<br>14 |

( ) は併任職員数。但し専併任職員は除く

※ 係員は専併任職員

## 8. 参考資料／閣議決定等

### ■ 参考1 ……石舞台、甘樫丘、祝戸が国営公園として整備決定

#### 飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について

昭和45年12月18日  
閣議決定

飛鳥地方（飛鳥京及び藤原京の所在する奈良県高市郡明日香村及びその周辺の地域をいう。）における歴史的風土及び文化財の保存等を図るため、すみやかに次の措置を講ずるものとする。

#### 1. 保存等の措置

飛鳥地方について、次の措置を促進する。

- (1) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法による歴史的風土保存区域を明日香村大字奥山、大字小山及び大字上平田を中心として約500ヘクタール、また歴史的風土特別保存地区を明日香村大字飛鳥、大字奥山を中心として約40ヘクタール拡張する。
- (2) 都市計画法による風致地区を上記の歴史的風土保存区域を中心として約800ヘクタール拡張する。
- (3) 都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を早急に定める。
- (4) 藤原京跡その他の主要な遺跡の発掘調査を進め、文化財保護法による史跡の指定を行う。
- (5) 主要な史跡について、適切な整備を行うとともに、必要な土地の買上げを図る。

#### 2. 環境の整備

飛鳥地方における住民生活の向上を図り、かつ同地方における歴史的風土及び文化財の保存・活用に資するため、次に掲げるところにより環境の整備を促進する。

- (1) 道路  
県道多武峰見瀬線、県道桜井吉野線、県道檀原神宮東口停車場飛鳥線等の改良を図る。
- (2) 河川  
飛鳥川（明日香村大字岡から檀原市上飛驒町まで延長約3キロメートル）の整備を図る。
- (3) 歴史資料館  
明日香村大字奥山に歴史資料館を設置する。
- (4) 公園  
明日香村大字島之庄（石舞台）、大字豊浦（甘樫丘）、及び大字祝戸（祝戸）に都市計画公園を設置する。
- (5) 宿泊研修施設  
明日香村大字祝戸に宿泊及び研修のための施設を整備する。
- (6) ごみ処理場  
明日香村大字大根田にごみ処理場を整備する。
- (7) その他

上記のほか、所要の地点に駐車場（4ヶ所）、周遊歩道（延長約7キロメートル）及び総合案内施設を整備する。

#### 3. その他

- (1) 歴史的風土特別保存地区内にある土地（1の（5）により買上げる土地を除く。）の買上げについては、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の定めるところにより適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 飛鳥地方における歴史的風土及び文化財を保存し、住民生活の向上を図るためには、国・地方公共団体及び民間の一体的協力が必要である。

このため、民間に財団法人の設立を要請し、必要な事業の遂行を期待するものとするが、上記の趣旨にかんがみ、国において所要の助成を行うとともに、同財団法人の財源となる民間寄附金については、指定寄附金として取扱うよう措置するものとする。

### ■ 参考2 ……3地区の整備方針が決定

#### 飛鳥国営公園の整備方針について

昭和46年 5月27日  
建設大臣決定

「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」（昭和45年12月18日閣議決定）に基づく都市計画公園（以下「飛鳥公園」という。）は甘樫丘、石舞台及び祝戸の三地区について、古都の歴史的環境が保持できるような公園として、次により整備するものとする。

1. 飛鳥公園は、現存の地形と植生を尊重し、文化財の保存と活用を図り、及び周辺の歴史的風土と調和した景観構成とする。
2. 三地区は、それぞれの特性をいかし、甘樫丘地区については展望及び散策、石舞台地区については史蹟鑑賞、祝戸地区については展望及び宿泊研修の拠点の機能が確保されるよう配慮する。
3. 公園施設は、園路、広場並びに休養、教養、便益、修景、展望及び管理の各施設を適切に配置する。なお、園路は、特に飛鳥周遊歩道との関連において系統的に設定する。

### ■ 参考3 ……3地区の基本設計に関する答申

#### 飛鳥国営公園の基本設計の作成に関する意見

昭和46年 8月11日  
飛鳥国営公園設計委員会答申

#### 1. 基本的事項

飛鳥国営公園の基本設計は、「飛鳥国営公園の整備方針について」に基づいて作成されることになっているが、その際、次の事項について特に配慮すること。

- (1) 設計にあたっては、既存の環境に十分留意し急激な

変化を与えず、周辺の歴史的風土と調和した公園とすること。

- (2) 公園区域内において埋蔵文化財の調査結果により保存の必要を生じた場合は、設計の変更もあり得ること。
- (3) 植栽にあたっては、郷土植物を積極的に用い環境構成に配慮すること。
- (4) 宿泊研修施設等の排水計画にあたっては、飛鳥川の水質保全について十分な対策を講ずること。
- (5) 建築物及び工作物の設計にあたっては、周囲との景観構成上細部にわたり慎重に検討すること。

## 2. 設計に関する事項

### 2-1 地区別設計

#### 2-1-1 祝戸地区

- (1) 主な出入口は、県道桜井吉野線沿いの大字坂田附近に設け、取付園路は現況の地形を十分尊重した路形とし、環境に即した沿道修景を図ること。
- (2) 宿泊研修施設等の設計にあたっては、形態、意匠等が周囲の環境に調和するとともに、修景について配慮すること。
- (3) 園路の設計にあたっては、橋寺及び石舞台より本地区に至る飛鳥周遊歩道が相互に結ばれるよう配慮すること。
- (4) 展望園地は、石舞台、明日香村中心部及び大和三山を眺望できる場所に設けること。

#### 2-1-2 石舞台地区

- (1) 主な出入口は、祝戸橋附近及び県道多武峰見瀬線沿いとする。
- (2) 自動車による来園者のための駐車場を設けること。
- (3) 特別史蹟石舞台古墳の整備及び条理の保存との斉合を図ること。
- (4) 埋蔵文化財の保存が推定されることから、特に現況の地形を配慮すること。
- (5) 植栽にあたっては、石舞台の背景をなす丘陵一帯の借景を考慮すること。

### 2-2 公園施設別設計

- (1) 園路及び広場  
園路については、管理及び緊急用のため車輛以外の一般車輛の通行を排除すること。幹線園路は、幅員4～6メートル、細園路は、1.5～2.5メートルを原則とし、構造は環境に適合した材質を選定すること。広場については、現況の地形を十分尊重して選定すること。
- (2) 修景施設  
植栽については、現況及び潜在の植物を尊重して樹種を選定すること。特に万葉植物を積極的に用いること。

溜池、水路、湧水等は修景施設として活用すること。

- (3) 休憩施設  
簡素な休憩所、日陰たな、ベンチ等を適所に置くこと。
- (4) 便益・管理施設  
給排水施設、照明施設、便所、水飲場、さく、掲示板、標識等の必要な施設を適所に配置すること。

## 3. 基本設計案平面図

以上1.基本事項、2.設計に関する事項に基づき作成した基本設計案平面図は別添図面のとおりである。

## 附 記

甘樫丘地区については、都市計画決定がなされた場合、その基本設計の作成にあたっては、1.基本的事項及び2-2公園施設別設計に関する事項のほか、下記について配慮することが望ましい。

- (1) 主な出入口は、県道樫原神宮東口停車場飛鳥線大字豊浦附近及び大字川原附近とすること。
- (2) 自動車による来園者のための駐車場を設けること。
- (3) 丘陵稜線沿いに飛鳥の景観を展望散策する園路を設け、丘陵西側に管理用園路を設けること。

### ■ 参考4 ……高松塚周辺地区が国営公園として整備決定

飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策の一環としての都市公園の整備について

昭和51年10月29日  
閣 議 決 定

飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策の一環として、高松塚周辺地区（奈良県高市郡明日香村大字御園及び大字平田の一部にわたる面積約10ヘクタールの区域）を国営飛鳥歴史公園の一部として整備する。

### ■ 参考5 ……整備方針に高松塚周辺地区を追加

## 国営飛鳥歴史公園の整備方針について

昭和52年 2月28日  
建 設 大 臣 変 更

「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」（昭和45年12月18日閣議決定）及び「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策の一環としての都市公園の整備について」（昭和51年10月29日閣議決定）に基づく国営飛鳥歴史公園は、甘樫丘、石舞台、祝戸及び高松塚周辺の四地区について、古都の歴史的環境が保持できるような公園として、次により整備するものとする。

1. 国営飛鳥歴史公園は、現存の地形と植生を尊重し、文化財の保存と活用を図り、及び周辺の歴史的風土と調和した景観構成とする。

2. 四地区は、それぞれの特徴をいかし、甘樫丘地区については展望及び散策、石舞台地区については史蹟鑑賞、祝戸地区については展望及び宿泊研修の拠点的機能を確保し、又高松塚周辺地区は史蹟及び古墳壁画の鑑賞の利便に供するとともに、以上四地区の管理機能を持たせることとする。

3. 公園施設は、園路、広場並びに休養、教養、便益、修景、展望及び管理の各施設を適切に配置する。なお、園路は、特に飛鳥周遊歩道との関連において系統的に配置する。

## ■ 参考6 ……高松塚周辺地区の設計方針を策定

### 高松塚周辺地区の設計方針

昭和52年 2月28日

#### 1. 基本的事項

国営飛鳥歴史公園の基本設計は、「国営飛鳥歴史公園の整備方針について」に基づいて作成されることとなっているが、その際、次の事項について特に配慮する。

- (1) 設計にあたっては、既存の環境に十分留意し、急激な変化を与えず、周辺の歴史的風土と調和した公園とすること。
- (2) 植栽にあたっては、郷土植物を用い、環境構成に配慮すること。
- (3) 建築物及び工作物の設計にあたっては、周辺との景観構成上細部にわたり慎重に検討する。
- (4) 公園区域において、埋蔵文化財の調査結果により保存の必要を生じた場合は、設計の変更を検討する。

#### 2. 高松塚周辺地区の設計に関する事項

- (1) 主な出入口は都市計画街路御園豊浦線沿い及び県道御園平田線沿いとする。
- (2) 自転車及び自動車による来園者のため、それぞれの駐車場を設ける。
- (3) 特別史蹟高松塚（国宝壁画）古墳、史蹟中尾山古墳の整備及び保存との斉合を図ること。
- (4) 壁画展示館と他の公園施設が系統的に利用出来るよう配慮すること。
- (5) 現地附近は埋蔵文化財の保存が見込まれるので、工作物の設置については、事前発掘調査を行うこと。
- (6) みかん園は郷土植物を主体に更新し、他の雑木林については樹種選択の上保全し、古墳周辺の景観保持に努める。
- (7) 園路計画は飛鳥周遊歩道と整合し、都市計画街路との取合いについては特に交差方式を充分検討のこと。
- (8) 国道169号線、近鉄吉野線に接近し、明日香村の表玄関となる飛鳥駅に近いことから、四地区に分散している国営公園の玄関地区ともなるので、来園者に対する利用指導、施設案内等の機能を持つと同時に四地区の管理中枢施設を設け、建築物等の意匠は

特に配慮する。

設計にあたっては、以上8つの事項を配慮する必要がある。

## ■ 参考7 ……キトラ古墳周辺地区が国営公園として整備決定

### 飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策の一環としての都市公園の整備について

平成13年 3月16日

閣議決定

飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策の一環として、キトラ古墳周辺地区（奈良県高市郡明日香村大字檜前、大字阿部山、大字大根田、大字栗原の一部にわたる面積約14ヘクタールの区域）を国営飛鳥歴史公園の一部として整備する。

## ■ 参考8 ……平城宮跡区域を国営公園として整備決定

### 我が国固有の優れた文化的資産である平城宮跡の保存及び活用を図るための都市公園の整備について

平成20年10月28日

閣議決定

我が国固有の優れた文化的資産である平城宮跡の保存及び活用を図るため、奈良県奈良市佐紀町、法華寺町、二条大路南及び二条町の一部にわたる面積約120ヘクタールの区域を国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域として、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」（昭和45年12月18日閣議決定）、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策の一環としての都市公園の整備について」（昭和51年10月29日閣議決定）及び「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策の一環としての都市公園の整備について」（平成13年3月16日閣議決定）に基づき整備することとしている国営飛鳥歴史公園を国営飛鳥・平城宮跡歴史公園飛鳥区域として整備する。